

一般競争入札参加要領

（「物品の販売」、「物品の賃貸」、「物品の買受け」、「印刷の請負」、「電子計算機による情報の処理及び作成に関する業務」、「催物、映画及び広告の企画及び製作に関する業務その他これらに類する業務」、「建築物の管理に関する業務」及び「土木施設維持管理」）

入札参加希望者は、公告及び下記の事項を遵守し、入札に参加してください。

記

1 入札の参加準備

- (1) 入札に参加を希望する場合は、一般競争入札の参加申込を行う必要があります。
- (2) 適正な見積を行うため契約課において、川越市契約規則等契約条項の確認及び仕様書の閲覧又は貸与を受けてください。埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を用いて入札を執行する場合においては、システムよりダウンロードしてください。
- (3) その他不明な点については、契約課までお問い合わせください。

2 入札の参加資格確認時に必要となるもの

- (1) 資本関係・人的関係調書

他の資格者（川越市競争入札参加資格者名簿に登録されている者）との間における資本関係・人的関係調書を提出してください。資本関係・人的関係に該当する場合については次のとおりです。

ア 資本関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社及び民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）は含まないものとする。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

他の資格者との関係が次のいずれかの場合に該当するとき。

- (ア) 取締役が、他の資格者（更生会社等を除く。）の取締役を兼ねている場合
- (イ) 取締役が、他の資格者の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (2) 市税の納付に係る誓約書兼同意書

市税の納付に係る誓約書兼同意書を提出してください。（本市より市税として課されている税がなくても提出してください。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書を提出してください。）

- (3) その他公告において市が指定したもの
- (4) (1)から(3)までの書類の提出時期

保留通知により落札候補者であることが通知された際に、一般競争入札参加資格等確認申請書と合わせて提出してください。

3 入札参加

次の事項に留意して入札に参加してください。

- (1) 入札の時間に遅れる、又は締切日時に間に合わない場合は失格となりますので、公告等で、あらかじめ入札の執行場所及び日時を確認してください。
- (2) 次に該当する入札は、無効となります。

ア 川越市契約規則第12条及び川越市競争入札等参加者心得第12条に該当する入札

イ 上記アのほか川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領第10条に該当する入札

(3) 入札書は、川越市が指定する入札書により入札してください。

(4) 入札参加申込者が2者に満たない場合は、原則として入札の執行を中止します。ただし、電子入札により入札を執行する場合を除きます。

4 最低制限価格

最低制限価格を設けた場合にあっては、土木施設維持管理に係る請負の契約の最低制限価格は、川越市契約規則第10条第3項第5号により、予定価格の10分の7.5を下らない範囲において市長が定める額とします。

詳細は、「川越市建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準」をご覧ください。

また、土木施設維持管理に係る請負の契約以外の請負の契約の最低制限価格は、川越市契約規則第10条第3項第6号により、予定価格の10分の7の額です。

5 落札者の決定

(1) 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）とします。ただし、財産の売払い等については予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

(2) 最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回った価格での入札は、無効となります。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札）、財産の売払い等については予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。ただし、電子入札により入札を執行する場合は川越市電子入札運用基準により実施します。

なお、再度の入札に参加できるのは、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない価格の入札をした者）に限ります。

(4) 入札の回数は、3回を限度とし、落札者のない場合は、当該入札を打ち切ります。

6 入札の辞退

入札の参加申込みをしても、入札の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができますので、辞退する場合は「入札辞退届」を提出してください。

7 その他

(1) 一般競争入札の参加資格要件、入札執行等については、当該入札執行の公告及び関係法令に基づいて執行いたします。

(2) 現場説明は行いません。

(3) その他川越市契約規則、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市競争入札等参加者心得等によるものとします。

附 則

この要領は、平成24年2月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日以降に公告された案件から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日以降に公告された案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告された案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に公告された案件から適用する。